

福知山市公用車広告掲載仕様書

(適用範囲)

第1 この仕様書は、福知山市公用車広告掲載について適用するものとする。

(広告物の規格等)

第2 広告物の規格等は下記のとおりとする。

- (1) 広告物の掲載は、特殊フィルムで、再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法で行うこととする。
- (2) フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。
- (3) 広告提出にともなう車体塗装は、いかなる場合においても行わないものとする。
- (4) 広告1枚の大きさは、縦40cm×横160cm以内とし。上部又は下部の縦10cm分に「広告」と明示する。
- (5) 広告は、1台の車両の背面に1枚掲載するものとする。
- (6) 広告掲載期間が1月に満たない場合は、1月として算定するものとする。
- (7) 広告掲載期間は1月を単位として、最大1年間とする。

(注意事項)

第3 広告物の色彩、意匠その他デザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
 - (2) 周囲の運転手の注意が散漫となる広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のある4コマ漫画や映像表示となっているもの
 - イ 文字表記が縦書きであるもの
 - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの
- 2 広告物の色彩、意匠その他デザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは掲載できない。
- (1) デザインは、イメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
 - (2) 地色に派手な原色、又は金銀色を使用しないこと。